

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	補助金の手続
局名	子ども家庭局

Ⅱ. 母子保健衛生費国庫補助金に係る交付申請等

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

母子保健衛生費国庫補助金によって補助を行っている事業の実施主体はあくまで地方公共団体であり、当該補助金を受けた地方公共団体が任意に当該事業を民間事業者等へ委託する場合が主であり、それに関連した手続については、各地方公共団体において会計規則等により定められている。

例えば、

- ・事業委託契約の締結・更新
- ・事業の実績報告
- ・委託費の請求

等の手続を求めている場合がある。

② 電子化の状況

地方自治体と民間事業者間に発生する手続における電子化の状況については、紙による提出が97%、電子による手続が3%であり、殆ど電子化は行われていない状況となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

下記の取組により、20%のコスト削減を図るとともに、約30%のオンライン申請利用率を目指す（2019（令和元）年度）。

・報告様式等を電子化することにより、過去に作成した報告書を引用できるなど、内容の修正等も含めて資料作成の簡略化を行うよう依頼する。（2019（令和元）年度末までに約15%の削減見込）

・郵送ではなく、メールでの報告書提出を認めることにより、封筒の作成や投函等の処理の簡素化を行うよう依頼する。（2019（令和元）年度末までに約5%の削減見込）

・地方公共団体における、委託事業に係る報告様式の電子化やメールによる行政手続簡素化の取組など、電子化を行っている好事例を収集する。

なお、当該事務において行政手続の電子化によりコスト削減を図るには、事業の実施主体として手続を定めている地方公共団体の理解・協力が必要となるので、全国会議の場等のあらゆる機会を捉えて、上記事例を情報提供する等により手続の軽減について協力を求めることとする。

具体的な取組み内容

- ・地方自治体に対し、産後ケア事業における行政手続コストの削減に向けた取組みを進めるように、事務連絡を発出し協力を依頼した。（2019年2月）
- ・上記に加えて、地方自治体に対し、報告様式の電子化やメールによる行政手続簡素化の取組についてヒアリング等を行い、報告書様式の参考例を示した。（2019年2月）

3 コスト計測

1. 選定理由

妊娠・出産包括支援事業

手続総件数が当該補助金全体の約9割を占めており、その中でも事業実施報告書など、民間委託業者との手続きが多く発生する事業であるため、産後ケア事業における地方公共団体へコスト削減方針を示すことで、事業者の負担軽減に寄与するものと考えられるため。

2. コスト計測の方法及び時期

①コスト計測の方法

事業者へのヒアリング。

②コスト計測の時期

2017年6月。

・ 前回の調査において、事業者にとっては、事業実施報告書（委託料請求書）の作成及び郵送による地方公共団体への提出に多くの時間を要していることが判明したため、今後、報告媒体等の見直しの依頼を地方公共団体に行った後、所定の時期に、再度コスト計測を行う。

・ これらの取り組みを実施するに当たっては、

2017年度中に方針を示すとともに、

2018年度中に各自治体において検討及び事業者との調整等を行い、

2019年度中にコスト計測を実施する

こととなる。

③コスト計測の結果

・ 事業実施報告書（委託料請求書）の作成 約52.5時間

（利用者一人当たり約45分×年間約70件）

・ 事業実施報告書（委託料請求書）の郵送手続き 約5.8時間

（利用者一人当たり約5分×年間約70件）

※2017（平成29）年6月に行った自治体へのヒアリング調査結果